

奈良県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年六月六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
片山クリニック	大和郡山市九条町二九七―一 KYビル三階	令和七年三月三十一日
阪口眼科	五條市住川町一六一番地の三 スガワハイツ一階	令和七年三月三十一日
モリタ薬局生駒店	生駒市壱分町八三―四八	令和七年三月三十一日
モリタ薬局	生駒郡平群町大字椿井七三四―一	令和七年三月三十一日
キリン堂薬局高田神楽店	大和高田市大字神楽二五―一	令和七年三月三十一日
ひまわり薬局	天理市蔵之庄町四六九―五	令和七年三月三十一日
すずらん薬局五條店	五條市野原西五丁目一―一七	令和七年三月三十一日

（次頁に続く。）

麒麟堂薬局香芝逢坂店		アイセイハート薬局五位堂店
香芝市逢坂八丁目二〇五―一	香芝市瓦口二二五三番　クリニックステーション五位堂一階	
令和七年三月三十一日	令和七年三月三十一日	